

京都市告示第 4 2 7 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号の規定に基づき，水路等を次のように指定します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は，京都市建設局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 2 5 年 1 月 2 5 日

京都市長 門 川 大 作

整理 番号	名称	起 終	点 点
1	音羽水0030号	山科区音羽役出町 8 番地の 1 地先 同町 1 番地の 5 地先	

( 建設局土木管理部道路明示課 )